

# 「国際化」と「最新化」が 日本における内部統制モデルのテーマ

金融庁 企業会計審議会 内部統制部会は、かねて策定を進めていた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を2005年12月に公表。その内容は、同年7月に公表された公開草案を基に、寄せられたパブリックコメントを参考に一部修正したものであり、日本における内部統制のモデルとなります。

内部統制部会の部会長として、報告書の取りまとめをリードした八田進二氏にその内容を説明していただくとともに、八田氏の内部統制研究の足跡について伺いました。

## Interview ①

### ‘Globalization’ and ‘Up-to-date’ are Themes of Internal Controls in Japan.

The Sub-committee on Internal Control, Business Accounting Council, Financial Services Agency made public its “Standard for Assessment and Auditing of Internal Control Concerning Financial Reporting (Draft)” in December, 2005. Its contents are based on the public draft document released in July of the same year. The draft includes partial modifications reflecting comments received from the public and constitutes an ‘internal control’ model in Japan.

Prof. Hatta, who led the creation of the report as the chair of the Internal Control Committee, explained its contents to us and told us about his research on internal controls.

## 国際会計への興味

わたしの専門領域を一言で表すと「公認会計士監査論」ということになりますが、この学問に入るきっかけは、今思い返してみると、大学の学部時代に履修した会計の基礎科目だったかもしれません。経済学部に入學したものの、経済学そのものにはさほど興味がわかず、その授業で知った公認会計士という仕事に興味をそそられたのです。

ただ、公認会計士試験の受験勉強を本格的に始めたのは学部の4年、そして大学院の修士課程に進んでからです。修士在学中に第2次試験に合格し、インターンとして業務補助の経験を積みながら、実務家になるための道を歩き始めました。

実はその間に、国際会計の世界では、わたしの進むべき道を決定付けるような大きな動きがありました。それは学部を卒業した1973年のことです。

一つは、米国でFASB( Financial Accounting Standards Board: 財務会計基準審議会)が創設されたことです。もう一つは、国際的な会計基準を設定・普及させるための機関としてIASB(国際会計基準委員会: International Accounting Standards Committee)が、英国、フランス、オランダ、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、南アフリカ、日本の9カ国の会計士団体によって設立されたことです。

修士時代の指導教授は、国際的な視野に立った会計に注目していたこともあり、国際会議の様子を熱心に語られましたので、わたしもいつしか、監査だけでなく、国際会計についても本格的に研究してみたいと思い、博士課程に進むことを決心しました。

## 「公認会計士の倫理」「監査人の独立性」を研究テーマに選ぶ

ただ、正直に言いまして、わたしの研究テーマを受け入れてくれる研究室はなかなか見つかりませんでした。というのは、わたしの問題意識は実務社会、すなわち証券市場の中で起こったり、あるいは今後起こるであろう事柄にあり、それを理論的に解明した

青山学院大学大学院  
会計プロフェッション研究科 教授  
金融庁 企業会計審議会  
内部統制部会長  
八田 進二氏

**Prof. Shinji Hatta**  
Graduate School of Professional  
Accountancy,  
Aoyama Gakuin University  
Chairman of the Sub-committee  
on Internal Control  
Business Accounting Council,  
Financial Services Agency,  
The Japanese Government



いと考えていたのですが、当時の研究者の多くは純粋な学問にそのようなテーマはなじまないと考えていたからです。

しかし、米国で会計や監査の技術が高度に進歩する中で、それを遂行している公認会計士にとって、今後、監査人としての独立性や倫理が問題にならないはずはありません。博士課程の修了後も、広く会計や監査の実務の補助での経験を積みながら、幾つかの大学で非常勤講師を勤めるとともに、この研究テーマに、ずっとこだわり続けました。

ちょうど当時の米国では、粉飾決算やマーケットの混乱、会計士へのバッシングなどがあって、それに対する自助努力や改革が行われたことにより、真の会計プロフェッションが育ちつつありました。こうした米国の動きをウォッチしていると、何年か遅れで日本でどんなことが起こるのか予測することができます。そんなことから、次第にわたしの研究テーマも認めもらえるようになっていきました。

現在わたしは、青山学院大学大学院の会計プロフェッション研究科(図1)で、公認会計士の職業倫理や監査制度、それも米国における制度的な背景をベースとした研究に取り組みながら会計プロフェッションの育成に当たっています。

2002年に公認会計士法が改正され、幅広い人材の受験を可能とするために会計士試験制度も大幅な見直しが行われました。新公認会計士試験では、会計大学院の修了者については短答式試験科目の一部が免除されることから、会計専門職業に興味があり、





図1. 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科のWebサイト  
(<http://www.gspa.aoyama.ac.jp/>)

実社会において会計および監査で活躍したいと考える学生が集まっています。社会人学生も多く、やがては実務の現場に戻り、日本の産業界を支えていくことになるでしょう。

## トレッドウェイ委員会の設立

「監査」にとって何よりも重要なのは、正しい会計情報を世の中に発信するための健全なインフラを支えるという本来の役割を達成することです。

企業の経営者は、自己の責任において財務諸表を作って公表するわけですが、その内容は必ずしも正しいとは限りません。理由は二つあります。一つは、作る側に十分な会計に関する専門知識がないため、たまたま間違ってしまったという場合です。言うならば善意のエラーです。もう一つは、粉飾決算のように意図的にゆがめる場合です。こちらは悪意のある誤りです。当然ながら後者はあってはならないことですが、前者であれば許されるということにはなりません。誤った情報が独り歩きを始め、それが経済的な意思決定のための判断要因となり、不特定多数の多くの

利害関係者に悪影響を及ぼすことになりかねないからです。会計監査の命題は、まさにそれを止めることにあります。

しかしながら1980年代前半の米国では、金融機関を含む多くの企業の経営が破たんし、大きな社会/政治問題となりました。経済の低迷が続くことで粉飾決算や経理不正の隠ぺいがだんだんと難しくなり、ついには露呈してしまったわけです。まさに監査の無力さが浮き彫りにされました。

1985年、問題の再発を防ぐためにAICPA( American Institute of Certified Public Accountants:米国公認会計士協会)が、AAA( American Accounting Association:米国会計学会)とFEI( Financial Executives International:財務担当経営者協会)とIIA( The Institute. of Internal Auditors:内部監査人協会)とIMA( Institute of Management Account:管理会計士協会。当時は全米会計人協会)に働き掛け、「不正な財務報告全米委員会: The National Commission on Fraudulent Financial Reporting」を組織しました。この団体は、初代委員長に就任したJ.C.Treadway, Jr.の名前を取りトレッドウェイ委員会と呼ばれました。

## トレッドウェイ委員会による「不正な財務報告」の公表

トレッドウェイ委員会は、不正な財務報告を防止・発見するためのフレームワークと方策を約2年半にわたって検討し、その成果を「不正な財務報告」として公表しました。1987年10月のことです。

余談になりますが、この1987年という年は会計の専門家、特に監査にかかわっている人間にとって忘れられない年であるといえます。

IFAQ( The International Federation of Accountants:国際会計士連盟)は5年に1度の世界大会を長年にわたって開催してきていますが、その第13回大会が1987年10月に東京で開催され、さらにその1週間後には、米国・ニューヨークにおいてAICPAの100周年記念年次大会が開かれました。会計士のための世界的な大会が立て続けに開催されたのです。

わたしは米国の公認会計士監査を研究していたから、IFACの世界大会もさることながら、AICPAの記念大会に参加したいと考えました。そこで大手監査法人の代表社員の先生を通じて米国公認会計士の方を紹介していただき、AICPAの100周年記念の年次大会に参加しました。

この大会において、先ほどのトレッドウェイ委員会の「不正な財務報告」という衝撃的な報告書が紹介されました。その内容は単なる理論ではなく、49項目の会計および監査に関するあらゆる改善項目が具体的な勧告として盛り込まれていました。それも学会への提言だけではなく、会計士協会や内部監査人、規制当局への提言も行われ、その多くが速やかに実践に移されていったのです。ただし49の勧告のうち、一つだけ時間切れで委員会が答えを出せなかった項目がありました。

それは内部統制について同じ土俵に立った議論がなされていないということでした。そこで、内部統制に関する統合的な枠組みを開発するために、トレッドウェイ委員会を支援していた五つの機関から成るCOSO(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission:トレッドウェイ委員会支援組織委員会)が設立され、徹底した調査研究が行われることになるのです。

なお、トレッドウェイ委員会報告書としての「不正な財務報告」については、その後、先輩の鳥羽 至英先生(現・早稲田大学教授)と共に翻訳に取り掛かり、約3年後に出版することができました(図2)。

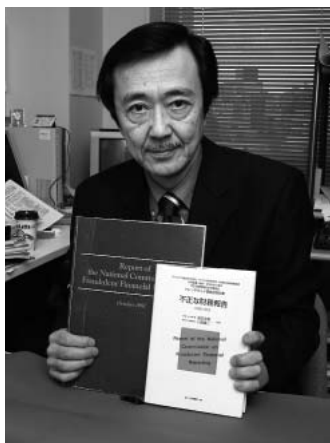


図2 「不正な財務報告」の初版とその翻訳

## COSO報告書の発表

先ほど、IFACの世界大会が5年に1度開催されると言いましたが、東京大会の5年後の1992年に、米

国・ワシントンDCにおいて第14回世界大会が開催され、COSOによる5年間の研究成果が「内部統制の統合的枠組み」という報告書として発表されました。いわゆるCOSOの内部統制報告書です。

この大会にもたまたま参加していたわたしは、1987年の「不正な財務報告」の発表に続き、再び大きな衝撃を受けることになりました。「不正な財務報告」の延長線上にあるCOSO報告書は、4分冊から成る大部なものであることから、翻訳の仲間を増やし、約4年をかけて1996年に2冊からなる翻訳書「内部統制の統合的枠組み《理論編》《ツール編》」を出版しました

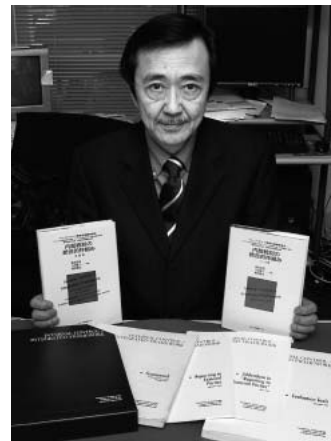


図3 「内部統制の統合的枠組み」の初版とその翻訳

(図3)。

今から思えば、わたしは2度にわたって「内部統制」と運命的な出会いをしたことになりました。正直に言えば、最初から取り組もうと考えていたわけではなく、会計や監査というテーマを追いかけ続け、粉飾決算の防止を研究していく中でたどり着いたのです。

研究を続けていくうちに、より深く内部統制を知る必要性を感じたことから、1996年7月からの半年間、米国・州立イリノイ大学に客員研究員として留学し、米国企業社会におけるCOSO報告書の評価を調査することにしました。ところが米国に渡ってみると、当時、日本の大手銀行ニューヨーク支店において発覚した不正取引が大きな話題となっており、米国の研究者にはこれこそ研究すべきテーマであると言われました。しかし研究に取り組もうにも、日本にはベースとなる考えもなければ、入手できる資料も限られていました。その一方で、カナダや英国、南アフリカ、そしてオーストラリアからもCOSO報告書をベースとした内部統制関連のレポートが出るなど、COSO報告書は既に国際標準になっていたのです。

そこで報告書の国際比較も必要だと考え、各国の報告書を調べたところ、国によって少しずつ内容が異なっていることが分かりました。国ごとに法制度や経

済環境が異なるわけですから、それも当然です。そう考えていくと、やはり日本版COSOが必要ではないかという結論にたどり着きます。実際、国内にもそうした動きがあり、社団法人日本監査役協会からも日本版COSOが作れないかということで、鳥羽先生を中心とした研究会が立ち上げられ、わたしも帰国後に参加しました。残念ながら、結果的に研究成果が日の目を見ることはありませんでしたが、次のステップにはなりました。

## SOX法の制定と国内の動き

米国では2001年12月にエンロン事件が起こり、その後も矢継ぎ早に会計不正が発覚しました。米国の対応は素早く、わずか8カ月後の2002年7月には、財務報告の信頼性を高めることにより投資家を保護するための法律として、サーベインズ・オックスリー法と略称される、いわゆる企業改革法(以下、SOX法)が制定されます。

全部で11章から成るこのSOX法の内容を読んでみて驚いたのは、この法律は、わたしのこれまでの研究に関するほとんどすべてについて、解決の糸口を示していました。

SOX法には「会計制度の見直し」「監査人の独立性の強化」「企業経営者の責任の明確化」という三つの柱があり、さらにその実践のためにPCAOB(Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視委員会)が設置されました。

この考え方に触発されて、わたしなりに概念的な枠組みを作り、わが国資本市場における健全なディスクロージャー制度構築に向けた改革のための提言について学会で報告したところ、大きな反響を得ることができたのです。

一方、2004年春には、金融庁の企業会計審議会委員を拝命し、わが国の会計・監査制度の信頼性向上に向けた作業に深くかかわることになりました。

審議会でも議論すべきテーマは監査関連事項が中心ですが、同年10月に、鉄道会社において有価証券報告書の不実記載が発覚したことから、何よりも優先順位の高い内部統制に関する基準の策定を急ぐこ

とになりました。実はその際に意見を求められ、まさか自分が担当することになるとは思ってもいませんでしたから(笑)。米国のSOX法に倣ってできるだけ短期間で成果物を出すべきであり、せいぜい半年で作るべきだろうと、内々に提言したことを覚えています。

日本には、時間をかけて良いものを作り、それを長持ちさせるという制定法の文化がありますが、それでは今日の経済のスピードに追いつけません。端的な例が、2003年に施行された新商法です。改正の目玉は、米国型コーポレートガバナンスの仕組みを導入することだったのですが、3年間にわたって議論しているうちにエンロン事件が起きてしまいました。皮肉なことに、こうしたタイムラグのせいで、米国で失敗したガバナンスシステムを、その後の日本で取り入れるということになってしまったわけです。今日の経済の速度を考えると、ある程度出来上がった基準やルールを適用しつつ、トライ&エラーでそれを常時ウォッチしながら、機動的に見直しを図ることが不可欠であり、そのためにも、短期間で成果を出すことが大切です。

## 公開草案とパブリックコメント

2005年1月、企業会計審議会の総会において「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準」の策定について審議することが決定し、内部統制部会が発足して、わたしが部会長を拝命することになりました。

部会では、各国の内部統制の基準などを検討するとともに、日本の会社法制との整合性などにも留意し、国際的にも説明可能で、かつ日本の実情に合った実効性のある基準の策定に取り組むことになりました。翌年2月から始まった内部統制部会では、11回にわたる審議の中で、委員間の議論だけでなく、法律実務家やIT(情報技術)専門家、企業関係者などからもヒアリングを行いました。

その成果をまとめたのが、2005年7月に公表した草案です。柱は次の三つです(図4)。



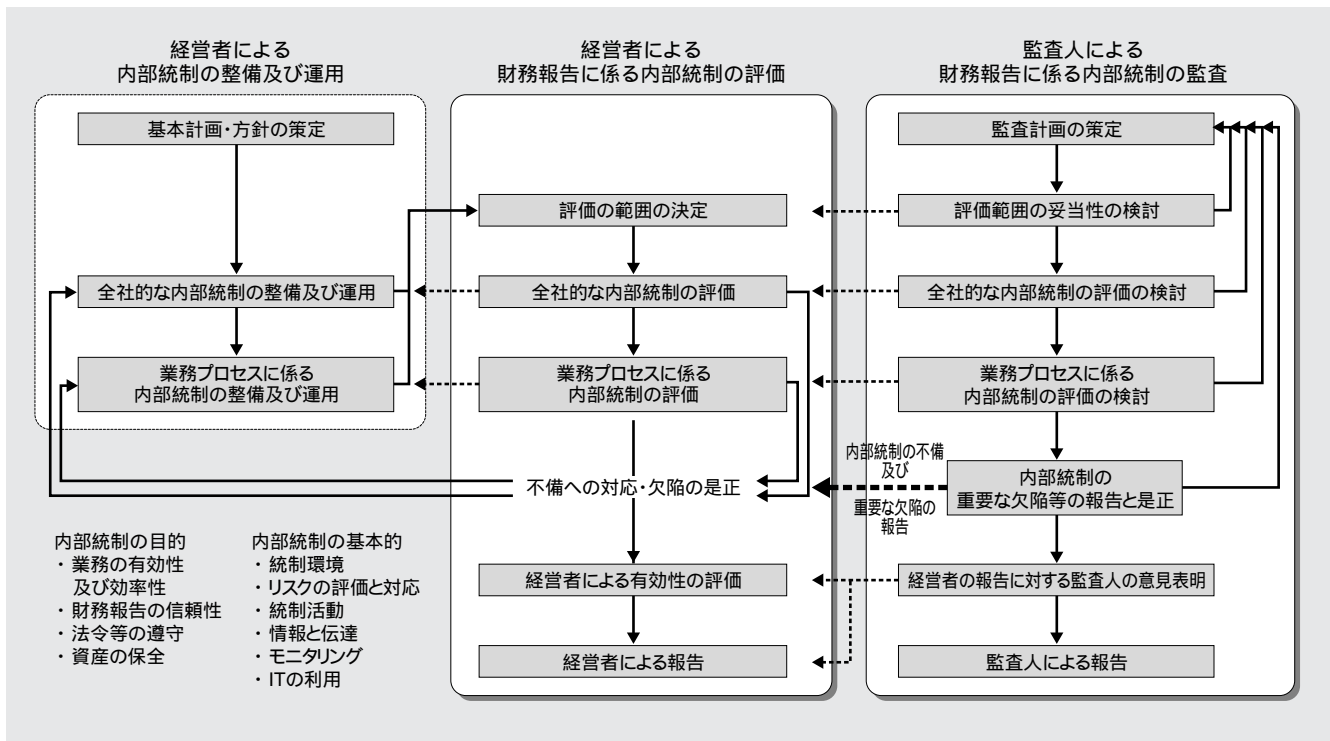


図4. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ」( <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20050713-2/02.pdf> )

- ・ 内部統制の基本的枠組み
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価および報告
- ・ 財務報告に係る内部統制の監査

基本的にはCOSOの内部統制フレームワークに準拠していますが、部会での策定に当たっては「国内化と最新化」そして、「国際的な説明責任の履行」というテーマを掲げました。

先に述べたように、国際的に通用する内部統制の基準だからといって、米国の仕組みをそのまま持ち込めるものではありません。日本の法制度、日本の株式会社制度に受け入れられる内容であるべきです。また、COSOのフレームワークは10年以上も前の1992年に発表されたこともあり、必ずしもその後の経済/社会環境の変化に対応しているとはいえません。そこで、COSOフレームワークで示されている三つの内部統制の目標、すなわち「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に係る法令などの遵守」に、「資産の保全」を付け加えました。資産の保全は何も新しく出てきた目標ではなく、以前からいわれていたことなのですが、それを明示的に示したということです。

例えば日本の株式会社には、内部の監視機関として監査役があり、業務調査権と財産調査権という権

限を持っています。財産調査権は、まさに会社財産の保全のためのものであり、その意味でも監査役には「内部統制の番人」になってもらいたいというメッセージを込めました。その意味で、内部統制の目的について「国内的対応」を図ったということです。

もう一つの「最新化」とは、端的に言えばITのことです。一般論として「前文」に入れるだけでもかまわなかったのですが、それでは内部統制の有効性評価のための評価規準となりません。従って、COSOフレームワークにある「統制環境」「リスクの評価(と対応)」「統制活動」「情報の伝達」「モニタリング」という五つの基本的要素に、六つ目の基本的要素として「ITの利用」(後に「ITへの対応」に変更)を追加しました。ITは何も内部統制に限ったことではありませんから、基本的要素の一つとして入れるべきではないという議論もありましたが、結果的に、パブリックコメントでも、ITを取り入れることについて高い評価をいただくことができました。

こうして7月に草案を公開。8月いっぱいまでパブリックコメントを募集し、その内容を反映させる形で12月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方」として、正式の部会報告を公開しました。

## ITと内部統制

今後の経済を考えていく上で、やはりキーワードとなるのは「スピード」だと思います。経済の速度が以前とはまったく異なるのです。そして、そのスピードを後押ししているのがITです。

余談ですが、1996年に留学する際に、知人から「米国に行くのなら、名刺にメールアドレスを入れておくべきですよ」というアドバイスを受け、さっそくISP (Internet Services Provider) と契約して名刺にメールアドレスを入れました。米国におけるインターネットの普及については知識としてあったものの、米国では想像以上にIT化が進んでいて、大学での授業の登録や休講の連絡などもすべてWebを介して行われて、驚いたものです。

ITの急激な進展は日本も同じです。PCだけではなく、携帯電話の浸透ぶりは驚くべきものがあります。いわゆる「ケータイ文化」に苦言を呈していたはずの年長者さえ、今や携帯電話なしではやっていけないほどですから(笑)。

COSO報告書が公表されたのは1992年ですから、こんなにもITが浸透している環境を想定してはいけません。だからこそわたしたちは「ITへの対応」を入れたのです。

具体的な内容は報告書を読んでいただきたいのですが(表1)、二つの意味があります。一つが「IT環境への対応」であり、もう一つが「ITの利用および統制」です。

例えば、情報関連分野と関係のない企業であれば、自社には高度な情報化は必要ないと考えるかもしれませんが、しかし、いまやどんな企業であっても、ITを度外視して企業経営を考えることはできないはずで、す。一步譲って自社のIT化がさほど進んでいないとしても、既に取引先や市場は高度にIT化されているはずで、ITに対する十分な理解と知識は不可欠です。少なくともその準備はしておくべきでしょう。「IT環境への対応」は、その意味ですべての企業が取り組む必要があります。

一方、公開企業の場合は、どんな分野・業種の企業であっても高度にIT化しているはずで、ITの活

用に留意するだけでなく、ITガバナンスについても社内で十分に議論する必要があるでしょう。すなわち「ITの利用および統制」を行わねばならないということなのです。

実は、こうした内容を報告書に盛り込むに当たって、具体的にどこまで書き込むかという議論がありました。ITは日進月歩の世界であると同時に、企業ごとにケース・バイ・ケースだからです。ある程度は企

表1. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」の「ITへの対応」

## (6) ITへの対応

ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応することをいう。

ITへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に存在するものではないが、組織の業務内容がITに大きく依存している場合や組織の情報システムがITを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。

ITへの対応は、IT環境への対応とITの利用及び統制からなる。

## ① IT環境への対応

IT環境とは、組織が活動する上で必然的に関わる内外のITの利用状況のことであり、社会及び市場におけるITの浸透度、組織が行う取引等におけるITの利用状況、及び組織が選択的に依拠している一連の情報システムの状況等をいう。IT環境に対しては、組織目標を達成するために、組織の管理が及び範囲において予め適切な方針と手続を定め、それを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

IT環境への対応は、単に統制環境のみに関連づけられるものではなく、個々の業務プロセスの段階において、内部統制の他の基本的要素と一体となって評価される。

## ② ITの利用及び統制

ITの利用及び統制とは、組織内において、内部統制の他の基本的要素の有効性を確保するためにITを有効かつ効率的に利用すること、並びに組織内において業務に体系的に組み込まれてさまざまな形で利用されているITに対して、組織目標を達成するために、予め適切な方針及び手続を定め、内部統制の他の基本的要素をより有効に機能させることをいう。

ITの利用及び統制は、内部統制の他の基本的要素と密接不可分の関係を有しており、これらと一体となって評価される。また、ITの利用及び統制は、導入されているITの利便性とともその脆弱性及び業務に与える影響の重要性等を十分に勘案した上で、評価されることになる。

(注) 財務報告の信頼性に関しては、ITを度外視しては考えることのできない今日の企業環境を前提に、財務報告プロセスに重要な影響を及ぼすIT環境への対応及び財務報告プロセス自体に組み込まれたITの利用及び統制を適切に考慮し、財務報告の信頼性を担保するために必要な内部統制の基本的要素を整備することが必要になる。例えば、統制活動について見ると、企業内全体にわたる情報処理システムが財務報告に係るデータを適切に収集し処理するプロセスとなっていることを確保すること、あるいは、各業務領域において利用されるコンピュータ等のデータが適切に収集、処理され、財務報告に反映されるプロセスとなっていることを確保すること等が挙げられる。

業側に委ねてもらいたいというご意見をいただきましたので、それを反映させました。その一方で、「ITへの対応」についてもう少し具体的な説明がほしいというご意見もありましたので、今後、実施基準の策定の中で答えていこうと考えています。

## 内部統制への心構え

内部統制の議論が実務に落とされる際に、わたしたちが強調しているのが「内部統制の所有者・責任者は経営者である」ということです。これは「財務諸表の作成責任者は経営者である」というのと同じ意味です。経営者の方々には、内部統制とは一体何であり、いかなる取り組みが必要なのかを知ってほしいということであり、機会のある度にその点を強調しています。

では、経営者以外には関係がないのかというと、もちろんそうではありません。内部統制は、企業の健全な経営のための一連の仕組みであり、プロセスです。企業的全従業員にかかわりがあり、各員がそれぞれの役割と責任を持っています。正社員だけでなく、派遣社員やアルバイトの方々にも、しかるべき役割と責任を理解してもらう必要があるのです。

また、既に米国のSOX法に対応されている日本の企業もありますが、だからといって日本の内部統制についても万全だとは考えないでください。日米の制度に若干の違いがあるからです。端的な例が、日米ともに「財務報告に係る内部統制」と言っていますが、財務報告の範囲がまず異なります。米国では「財務諸表とその注記事項に限る」ということで限定されていますが、日本での議論は株主状況の不実記載にからむ事件がきっかけとなりましたから株主状況の開示内容も財務報告の中に含まれています。

いずれにせよ、わたしたちとしては「経営者の視点」「経営者の自主性」「弾力的な対応」を反映させたものにしたいと考えています。その意味では、現時点で可能な具体的な対応策を考えるというよりも、トップマネジメントとひざを交えて、自社にとっての内部統制はいかにあるべきかなどについて十分な議論をしていただきたいと思っています。

## 今後の企業経営と内部統制

矛盾するように聞こえるかもしれませんが、内部統制とは、経営者が自らの経営管理を達成するためのものであり、その点で、わたし自身としては法制化にはなじまないのではないかと考えていました。

それにもかかわらず米国をはじめ各国で法制化されつつあるのは、やはり公開会社を念頭に置いているからです。公開会社の株は誰もが売買でき、場合によっては錬金術のように金を生み出すことも可能です。公開会社は市場からその恩恵を受けるのですから、自社が発信している市場での開示情報については一点の曇りがあってもなりません。情報に過ちがあり、それによって倒産したり、上場を廃止したりすることになれば、不特定多数の関係者が多大な損失を被ることになります。公開企業は私企業とはいっても社会的公器であり、社会的責任を持っているのです。

そう考えると、企業としての責任を履行しているということを知らしめる、最低限の内部統制の規定があってもいいのではないかということになります。もちろんそれは企業に対する締め付けではありません。むしろ、さまざまなリスクが存在する企業経営において、何らかの事故やトラブルが発生した際に、問題の発生を防ぐためにやるべきことをやってきた経営者を免責するための仕組みでもあるのです。

「近いうちに法制化されるようだから、後ろ向きながら受け入れる」ということではなく、むしろそれをきっかけに、企業内で徹底的に議論していただきたいのです。

それにより企業経営の問題点や脆弱性、あるいは改善点が見えてくるはずですが、ひいては経営が強くなり、企業の質が高まり、結果的に企業価値を高めることにもつながるでしょう。内部統制に、いち早く真正面から取り組んだ企業には、必ずや計り知れないベネフィットがもたらされるはずですが、企業の方々には、そんな前向きの姿勢で内部統制に取り組んでいただきたいと思っています。